

1 現 状

表1 し尿処理量の推移

平成18年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
12,693 kl	7,451 kl	7,085 kl	6,937 kl	5,797 kl	5,606 kl

3 汲み取り料金の評価

現行の汲み取り料金について、以下の観点で評価を実施しました。

- ① 原価計算
- ② 下水道使用料との比較
- ③ 他自治体との比較

① 原価計算

表6 し尿汲み取り車両1台1ヶ月あたりの総経費

科 目	金 額	算入経費内訳
人件費	595,652 円	給料、賞与、諸手当、社会保険料等
福利厚生費	27,500 円	退職積立金、被服費
車両費	274,693 円	車両原価償却費、燃料費、車両修繕費等
車両諸経費	14,332 円	車両公租公課、保険料
管理経費	91,217 円	事務所経費
営業利益	90,305 円	
合 計	1,093,699 円	

表7 1800当たりのし尿収集原価計算

科目		数値	備考
A	1ヶ月経費合計額	1,093,699円	
B	1ヶ月稼働日数	20日	
C	1日の投入回数	2回	
D	車両積載量	2,340ℓ	最大積載量3600ℓに対し65%積載
E	1単位	180ℓ	※参考 1台あたり年間収集量 1,123kℓ
し尿収集原価		≒2,100円	2,103円 (A÷B÷C÷D×E)

※し尿収集原価は消費税相当分を含まない。

② 下水道使用料との比較

当市のし尿等の生活排水は、主に公共下水道や農業集落排水により処理されています。汲み取り料金を検討するにあたって、公共下水道等を利用する世帯と汲み取り世帯との間に著しい負担差が生じないようにすることが求められます。

ただし、下水道処理区域内においては、処理開始の日から3年以内に水洗トイレへ改造しなければならないことになっています。したがって、公共下水道等への切り替え推進のため、「下水道使用料>汲み取り料金」とならないよう配慮が必要です。

表8 下水道使用料との比較

	料金(税込)	備考
下水道使用料	1,320円	基本料金(10m ³)
汲み取り料金(現行)	1,852円	基本料金(180ℓ)

※下水道使用にあたり、接続に係る費用や受益者負担金等が別途必要。

③ 他自治体との比較

当市のし尿料金は、県内では1番高額となっております。これは、早くから当市で水洗化への対応がされてきたことによるものが理由として挙げられます。総人口に占める水洗化人口(下水道、浄化槽、農集排)が、青森県平均86.7%に対し、当市は94.4%と高く推移しております。

ただし、汲み取り人口及びし尿収集量が同規模程度の自治体と比較すると、当市のし尿料金は低額となっております。

また、全国的に水洗化が進みし尿処理量が減少していることから、直近にくみ取り手数料が見直しされた自治体においては、値上げの傾向にあります。

表9 県内、東北地方の同規模（汲み取り人口及び収集量等）自治体の汲み取り料金

	弘前市	青森市	八戸市	むつ市	東松島市	鶴岡市
人口	177,355 人	293,528 人	236,159 人	60,880 人	40,181 人	131,903 人
水洗化率	94.4%	93.1%	84.8%	74.4%	83.8%	94.9%
汲み取り人口	9,979 人	20,281 人	35,850 人	15,573 人	6,519 人	6,732 人
し尿収集量	5,606 k1	16,763 k1	33,689 k1	11,076 k1	3,440 k1	3,280 k1
業者数	5 業者	5 業者	2 業者	5 業者	3 業者	3 業者
汲み取り料金 (税込)	1800あたり 1,852 円	1800あたり 1,556 円	1800あたり 1,678 円	2000あたり 1,888 円	2000あたり 3,000 円	180あたり 270 円
100あたり (税込)	102.8 円	86.5 円	93.2 円	102 円	150 円	150 円

※平成 27 年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※青森市の汲み取り料金は旧浪岡町を除く

表10 直近において汲み取り料金が見直しされた自治体

		米子市	川崎市	茅野市	木津川市	橋本市
人口		149,652 人	1,457,364 人	56,153 人	73,926 人	65,205 人
汲み取り人口		15,285 人	2,744 人	343 人	3,511 人	3,903 人
し尿収集量		10,781 k1	7,360 k1	3,282 k1	3,373 k1	7,219 k1
汲み取り 料金	見直し前	180あたり 206 円	1800まで 2,000 円	1800以下 1,800 円	100あたり 110 円	1800まで 1,850 円
	100あたり	114.4 円	111.1 円	100 円	110 円	102.7 円
	見直し後	180あたり 219 円	1800まで 3,000 円	1800以下 2,100 円	100あたり 126 円	1800まで 2,160 円
	100あたり	121.6 円	166.6 円	116.6 円	126 円	120 円
見直し年月日		H27.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H27.10.1	H29.4.1

(4) 評価結果

①から③について総合的に勘案した結果、適正かつ合理的な汲み取り料金は、下表11のとおりと判断しました。

表 1 1 汲み取りの適正料金（外税）

基本料金	1800あたり2,100円
超過料金	100ごとに116.6円

表 1 2 現行料金との比較

		現行	適正料金	差額	増加率
基本料金	税抜	1,715円	2,100円	385円増	22.5%
	税込	1,852円	2,268円	416円増	
超過料金	税抜	95.2円	116.6円	21.4円増	
	税込	102.8円	125.9円	23.1円増	

このほか、臨時的に発生する仮設トイレの汲み取りについては、1件あたりの収集量が少ないこと、業者の収集計画外の収集となること等から、通常の汲み取り以上に経費が掛かることは明確であるため、別途料金を加算することが妥当であると考えます。加算額については、主な排出者（仮設トイレの設置者）が事業者であり公的要素が乏しいことから、評価しないものとします。ただし、このような汲み取りの依頼は、緊急性が高いことが多いため、排出者が業者を選択できるように、業者は、業界内の担当区域に縛られず、許可の営業区域内において業務を行う必要があると考えます。